

支部対象に加算措置

一般助成の見直し検討

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、都道府県建設業協会などに助成金を交付する一般助成事業を見直す。協会本部を対象とする加算措置の一部を廃止する代わりに、協会支部に対する加算措置を新設する。また、調整一般助成金を算定する際に講じている激変緩和措置の存続または廃止なども今後検討した上で、改正案を11月の運営専門委員会に諮り、2027年1月の理事会・評議員会で正式決定する見通し。同年4月の施行を予定している。

一般助成を含む「公益目標事業2」の財政状況は、近年赤字が拡大し、削減策の実施

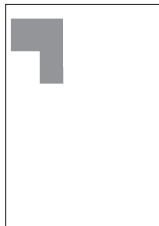
に乗り出さざるを得ない状態に陥っていたが、保険金区分の最高額引き上げを起爆剤とする想定以上の増収傾向という追い風を受け、削減一辺倒ではない見直しに転換することにした。現時点での検討案によると、会員加入率80%超の協会の加入率が5%上昇することにより100万円支給する加算措置は、26年度支払い分で終了する。

一方、27年度から、支部の掛け金収入の10%が一般助成金額の200%以上となった場合に10万円、300%以上で20万円を加算する措置を新設する。支部の掛け金収入が2000万円以上で、会員加

入率が75%以上となった場合に50万円支給する措置も講じる。また、1000万円プラス運動の実質的な助成金（50

万円）と、調整一般助成金算定時に10万円以下を切り上げる激変緩和措置については、存続か廃止を今後検討する。現状の財政状況であれば、継続が濃厚という。

このほか、1口30万円の建協応援賛助金の規定も一部見直す。賛助金を拠出した会員企業の子会社が建設共済保険に加入している場合は、親会社も加入企業とみなす。



一般助成の改正案には、加算措置の運営を主に盛り込む。会員加入率80%以上の協会を対象に、85%で100万円、90%で200万円

円、95%で300万円を加算していた措置を廃止する。会員加入率90%以上の支部を対象に、掛け金収入10

%が一般助成金を200、299%上回る場合には10万円を加算。300%以上上回る場合には20万円を加算する。会員加入率90%未満の支部は、「掛け金収入が2000万円以上」「会員加入数が前年比増」「会員加入率が75%以上」の場合には50万円を27年6月から支払う。

1口30万円とする「建協応援賛助金」を拠出する会員企業の子会社が建設共済保険に加入する場合は、協会の一般助成の要件の適用とし加入企業とみなす。協会の管内に所在する子会社の掛け金は会員の掛け金収入額に算入する。

一般助成見直し 27年4月施行

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、公益目的事業の財政状況や掛け金収入を考慮し、一般助成の内容を見直す。保険金区分に6000万円と7000万円を新設したこと、掛け金

収入が40億円を突破する見込みなため実施する。一般助成の改正案を11月の運営専門委員会に諮り、2027年1月の理事会・評議員会で正式決定する。施行日は同4月1日を予定する。

